

令和2年度 大牟田市教育委員会4月定例会会議録

1. 日 時

令和2年4月15日(水)

開会13時55分 閉会14時38分

2. 場 所

大牟田市庁舎北別館4階 第2会議室

3. 出席者

教育長：安田 昌則

委 員：山本 和夫、嶋田 桂子、東 秀樹、笹井 葉子

4. 欠席者

なし

5. 出席事務局職員

事務局長 中村 珠美、総務課長 平野 裕二、学校教育課長 平河 良、

指導室長 小宮 武士、学務課長 黒田 昌幸、学務課主査 永島 孝浩

6. 傍聴人数

0人

7. 開会の宣告等

13時55分、教育長が開会を宣告し、本日の議題について非公開の発議の有無の確認を行った。非公開の発議なく全案件を公開と決定された。

(報告事項)

1 令和元年度末教職員異動状況について【学校教育課】

教育長 令和元年度末教職員異動状況について説明をお願いします。

学校教育課長 令和元年度末教職員異動状況について説明します。

(資料に基づき、以下の内容について説明及び報告)

- ・ 退職、転出・転入、新規採用等の教職員異動状況

教育長 何か質問はありませんか。

委 員 資料4ページ目の「12. 研修等」について、「在外教育施設派遣ニューヨーク校」となっている先生は、今はすでに現地に行かれていますでしょうか。

学校教育課長 はい、現地におります。

委 員 わかりました。

教育長 他に質問はありませんか。

無いようでしたら、ご理解いただいたものと考えてよろしいですか。

(承諾する旨の声あり)

2 令和2年度大牟田市立学校主任等の発令について【学校教育課】

教育長 令和2年度大牟田市立学校主任等の発令について説明をお願いします。
学校教育課長 令和2年度大牟田市立学校主任等の発令について説明します。

(資料に基づき、以下の内容について説明及び報告)

- ・ 令和2年度の教務主任、学年主任、保健主事、司書教諭等の発令
- ・ 主幹教諭について、倉永小学校と松原中学校が未配置となっていること
- ・ 学年主任は3学級以上の学年に、司書教諭は12学級以上の学校に配置すること

教育長 何か質問はありませんか。
無いようでしたら、ご理解いただいたものと考えてよろしいですか。
(承諾する旨の声あり)

3 若年研修制度に伴う指導教員の発令及び初任者への研修命令について【学校教育課】

教育長 若年研修制度に伴う指導教員の発令及び初任者への研修命令について説明をお願いします。
学校教育課長 若年研修制度に伴う指導教員の発令及び初任者への研修命令について説明します。

(資料に基づき、以下の内容について説明及び報告)

- ・ 令和2年度の若年教諭研修に係る若年教諭・拠点校指導教員・校内指導教員等
- ・ 若年教諭在籍校を8つのグループに分け、各グループに指導教員を配置していること、また、指導教員8名は元校長の再任用教員となること

教育長 何か質問はありませんか。
無いようでしたら、ご理解いただいたものと考えてよろしいですか。
(承諾する旨の声あり)

4 令和2年度学校事務共同実施主任の発令について【学校教育課】

教育長 令和2年度学校事務共同実施主任の発令について説明をお願いします。
学校教育課長 令和2年度学校事務共同実施主任の発令について説明します。

(資料に基づき、以下の内容について説明及び報告)

- ・ 令和2年度学校事務共同実施主任及び拠点校校長
- ・ 中学校区を基本として学校を5つにグループ化し、共同実施主任(主幹)を配置すること

教育長 何か質問はありませんか。
無いようでしたら、ご理解いただいたものと考えてよろしいですか。
(承諾する旨の声あり)

5 令和2年度教育委員会学校訪問要項について【指導室】

教育長 令和2年度教育委員会学校訪問要項について説明をお願いします。
指導室長 令和2年度教育委員会学校訪問要項について説明します。

(資料に基づき、以下の内容について説明及び報告)

- ・ 令和2年度学校訪問要項及び学校訪問日程(案)
- ・ 新型コロナウイルス感染防止の観点から、5月27日(宮原中学校)と6月1日(みなと小学校)については期日を変更し、定まり次第改めて連絡すること

教育長 5月27日と6月1日については延期し、日程調整ができ次第ご連絡しますので、よろしくをお願いします。
何か質問はありませんか。
無いようでしたら、ご理解いただいたものと考えてよろしいですか。
(承諾する旨の声あり)

6 令和元年度学校評価について【指導室】

教育長 令和元年度学校評価について説明をお願いします。
指導室長 令和元年度学校評価について説明します。

(資料に基づき、以下の内容について説明及び報告)

- ・ 令和元年度学校評価報告書
- ・ 記載内容や文章表現について指導室と学校とで最終的な点検・修正を行った後、4月下旬を目途に各学校のホームページに掲載する予定

教育長 何か質問はありませんか。
委員 成果指標の目標値の設定は、例えば「働き方改革」で言うと、「(何々を)何パーセント減らす」というようなものより、「8時には帰る」とか

「年間何十時間減らす」などのほうがわかりやすいし、より良いのではないのでしょうか。

また、いじめや不登校についてですが、22ページ、三池小学校の「いじめ防止」の「未然防止の取組」の学校関係者評価に「『ちょっとしたことがいや』『他と少し違う』ことは個性であるから、自分にできることを考えて、歩みよる子どもに育ててほしい。」とあるのは、個性を尊重してほしいというようなことなのか、その意味するところがわかりにくいように思いました。

24ページ、銀水小学校の不登校防止の学校関係者評価の「復帰率を指標とするよりも、改善率を指標とした方が評価しやすいのではないか。」とあるのは、どのような意味でしょうか。

指導室長

復帰率とは、登校できるようになったことを意味し、改善率とは、以前よりも表情が明るくなったとか、登校回数が増えてきたというような解釈だと考えられます。

教育長

復帰率については文科省による定義に則っており、改善率というのは、そこまではいかないけれども改善した段階だということです。

委員

ということは、この評価は、復帰率よりも改善率の方が数値的には高くなるから、そちらで評価してはどうかということでしょうか。

教育長

そのように思われます。

委員

「福岡アクション3」というのが至る所に出てきますが、どのようなものでしょうか。

指導室長

不登校の解決を目指して福岡県が啓発を進めているもので、「すぐできる」「必ずできる」「みんなでできる」を合言葉に、学校の実態や児童生徒の実態に合わせて取り組むべきことが示されています。

教育長

後ほど委員の皆様には資料をお配りします。(※会議終了後に配布)

委員

それから、働き方改革について、ある中学校を見ると、本当に取り組んでいるのかと感じます。学校訪問のときにも触れているのですが、業務の見直しは365日行うべきものだと思うのですが、積極性がないように思います。橘中学校ですが、成果指標が「改善の意識あり」や「効果があった」が教師アンケートで4段階評価3.0以上を目指すなどとなっています。先ほども言ったように、成果指標は、皆がわかるようなもので、本当に業務の見直しにつながるようなものを設定すべきだと思います。そうでなければ改革にはつながらないのではないかと思います。

教育長

参考意見として承ります。あるものは学校教育課に伝え、あるものは今後の各学校への指導に活かしていく、というようにさせていただきたいと思います。

委員

私が「いいな」と思ったものをいくつか言いますと、8ページ、天の原小学校の働き方改革の学校関係者評価に、「定時退校日に先生方が帰れるように、地域としても何か手伝いができないかと思う。学校と一緒に子ども達を育てていきたい。」とあります。これは、本当に普段から、天

の原小学校が地域の方々との連携を大事にされているから出た言葉で、素晴らしいなと思います。

また、働き方改革について言うと、6ページ、天領小学校の自己評価に『『8時だよ、全員解散。』の合言葉で、随分早く帰るようになった。』のように、わかりやすく良い取組がいくつもあり、それらを各学校で共有し、「うちの学校でもできるのでは」というようにして、他校でも取り入れていただきたいと思います。

質問ですが、19ページの平原小学校の重点目標【やさしい子】の学校関係者評価に「今年度は不審者対応にも苦慮されたので、地域との関わりを深める観点からも、その下に『ながら見守り』の働きかけをされてはどうか」とあり、改善計画の中にも『ながら見守り』への協力を保護者・地域に働きかける。」とあります。これは、平原小学校の中で特に大きな問題になることだったのでしょうか。

指導室長

これについては、登下校中に不審者の声掛け事案があったものと思われれます。「ながら見守り」とは、地域の方に、例えば犬の散歩やランニング中など「何々しながら」見守りを行っていただくというものです。

委員
教育長

地域の皆で見守りましょうということですね。わかりました。

他に質問はありませんか。(無しとの声あり)

それでは、本日いただいたご意見・ご質問については、指導室から学校に伝え、修正できるものは修正を行い、どうしても無理なものは、次年度に向けての参考意見として取り扱わせていただきます。修正後の学校評価報告書は、各学校のホームページに5月以降に掲載することいたします。

7 大牟田市立学校結核対策委員会委員の任命について（臨時代理）【学務課】

教育長

大牟田市立学校結核対策委員会委員の任命について説明をお願いします。

学務課長

大牟田市立学校結核対策委員会委員の任命について説明します。

(資料に基づき、以下の内容について説明及び報告)

- ・ 本市の区域を管轄する保健所の設置主体が変更されたこと、並びに市立学校の校長及び養護教諭の一部に退職並びに人事異動があったことに伴い、直ちに新たな委員の任命を行う必要が生じたもの
- ・ 教育長に対する事務の委任等に関する規則第5条の規定により臨時代理を行い、4月1日付で任命したこと。

教育長

何か質問はありませんか。

委員

任期が4月1日～5月31日とありますが、6月1日からの任命は改

めて行うのですか。

学務課長 本委員会委員の任期は6月1日から1年ですので、改めて6月1日からの任命を行います。

委員 わかりました。

委員 松尾知幸委員の所属の医療機関の名称がこれで正しいかどうか、念のため確認しておいてください。

学務課長 再度確認いたします。

教育長 他に質問はありませんか。

無いようでしたら、ご理解いただいたものと考えてよろしいですか。
(承諾する旨の声あり)

8 大牟田市教育委員会公印規則の一部改正について（臨時代理）【総務課】

教育長 大牟田市教育委員会公印規則の一部改正について説明をお願いします。

総務課長 大牟田市教育委員会公印規則の一部改正について説明します。

(資料に基づき、以下の内容について説明及び報告)

- ・ 大牟田市公印規則の改正に伴い、関係規定の整備を図るため、本規則の一部改正を行うもの
- ・ 具体的には、消防本部の4月1日付組織改編により、これまで消防署に置かれていた警防課が消防本部に置かれることとなるため、本規則の準用元である大牟田市公印規則の一部改正が行われるもの
- ・ 教育長に対する事務の委任等に関する規則第5条の規定により臨時代理を行い、令和2年3月31日に公布したこと

教育長 何か質問はありませんか。

無いようでしたら、ご理解いただいたものと考えてよろしいですか。
(承諾する旨の声あり)

9 大牟田市教育委員会事務決裁規程の一部改正について（臨時代理）【総務課】

教育長 大牟田市教育委員会事務決裁規程の一部改正について説明をお願いします。

総務課長 大牟田市教育委員会事務決裁規程の一部改正について説明します。

(資料に基づき、以下の内容について説明及び報告)

- ・ 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）により、一般職の非常勤職員である会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、

関係規定の整備を図るため、本規程の一部改正を行うもの

- ・ 教育長に対する事務の委任等に関する規則第5条の規定により臨時代理を行い、令和2年3月31日に公布したこと

教育長

何か質問はありませんか。

無いようでしたら、ご理解いただいたものと考えてよろしいですか。

(承諾する旨の声あり)

教育長

その他にご意見、ご質問はありませんか。

無いようでしたら、以上で4月定例会を終わります。

閉会 14時38分